

賀茂県主同族会所蔵文書翻刻三題 その一  
「社司等訴状写」

山本 宗尚

解題

本文書は寛永八年（一六三二）の成立で、社司らが氏人の狼藉を訴えた訴状の写しであるとみられる。

- ・年中神事神供懈怠候事
  - ・社頭修理候事
  - ・社辺神山木を切事
  - ・御造営之時分役人等狼藉事
  - ・神前番所二火を焼事
  - ・神事祭礼二付役人等社司下知不相従候事
  - ・当所百姓事
  - ・氏人等新義を企、神主・祢宜を望申事
  - ・風折烏帽子并狩衣・直垂等之衣類事
- の全九条からなる。

寛文四年（一六六四）の御裁許状の約三十年ほど前で、当時は社司に就く家が固定化していたことに対し、氏は嫡庶の区別なく平等に社司に任じられる次第転補を求めて激しい争いを繰り返していた。これは社司側の心証を良くするために幕府または朝廷に提出されたものであろう。最後に記された周防は現在のところ不明。

藤木敦直（天正十（一八五二）～慶安二（一六四九））の筆によ

るとされる。藤木敦直は大師流を極め書博士を勤めた人物でもある。

本稿の作成にあたり、土橋誠氏（京都府立総合資料館）と市忠頭氏（賀茂県主同族会監事）、京都府立総合資料館歴史資料課「古文書相談」によりご教示を賜った。ここに御礼申し上げます。本稿は、公益財団法人図書館振興財団平成二十五年提案型助成事業「賀茂祢宜神主系図」デジタル化及び公開事業」の成果を活用したものである。

〔番号〕包（三）一

〔体裁〕写本 一巻

縦三三・五糎、横二〇五・〇糎

〔表題〕社司等訴状写 寛永八四五 敦直筆

凡例

- ・文中（ ）は翻刻者の注記を示す。
- ・旧字体は新字体に改め、句読点は適宜補った。

本文

上賀茂社司乍恐言上

一年中神事神供懈怠候事

右ハ五節供共ニ祢宜方・祝方左右之

神供、近年祝方懈怠、十一月貴布祢祭、

同月臨時祭、十二月御燈神事毎度神

供其外あまた懈怠仕候。今相勤申神事も

不仕申儀のミ御座候。併社領むざといたし

社司ニ不罷成候故此、及懈怠候。

社頭修理候事

右ハ今度御造営以前、社頭大破仕候意趣を

過分の社領内修理料と申分外も無御

座候而社頭参殿申候、此度御造営之候。次

を以仰付之以来ハ且修理ハ可罷成と

奉存候。

社辺神山木を切事

右ハ社用あらず、とし／＼に私の薪に

切候わけとりに仕候。其外方々庵住にいたし候。

又ハ御造営ニ付ふるき舎殿以下の材木

をも分取ニ仕候而、在家の用木ニいたし

無勿体存候。

御造営之時分役人等狼藉事

御新始、御棟上、御遷宮ニ到迄社頭を

不用、種々新義を企、神事之時刻を

うつしさまたけを仕候。神辺難斗存候。

神前番所ニ火を焼事

右ハ神前之近辺ニ昼夜火を焼申候間

御造営以後火用心の候由望申付候へ共、于

今火ヲ焼申候火用心の御座候間之被仰付

可被下事。

神事祭礼ニ付役人等社司下知不相従候事

右ハ神主・祢宜・祝社法之儀申付候分ハ、一国

不致同心候而、神事外不仕候ニ罷成候或ハ

数人以下狼藉之儀御座候へ共、社司申付候

分ハ無用候而社法相ミたれ迷惑ニ奉存候。

当所百姓事

右ハ社用にあらずいたれさる人足を過分ニ

ついやし申而、事外百姓迷惑かかり申し

由候。其上私の公事等ニ社頭を難用ニ

いたし候而、社頭之すびに成申候段難存候。

氏人等新義を企、神主・祢宜を望申事

右ハ近年大勢をくミ仕候而、社司ヲ望候へ共

不相叶候故、無人ニ御座候。社司をひつめ申候

殊ニ蜂起仕候而、一切上下ノ私義も無御

座候。在所事外みたれ申而迷惑仕候。

氏人中

一 風折烏帽子并狩衣・直垂等之衣類事

右之衣類ハ社司之外着無仕候処ニ社人之

次第ヲやふり氏人等恣ニ着仕候而、併社

家のさほも無御座迷惑仕候。

右条之社法相違之段書付申、今巨細之

義数多御座候へ共、大形如此候、此度御吟味  
を以可被仰付被候下之もれ可奉存候。

寛永八年卯月五日

社司中

(以下別筆)

右目安指上候間致返答書、  
公事日ニ罷出理可申者也。

未

卯月五日

周防印判

(以下付箋)

外ノ留ニ